

事務所通信

平成28年春号

こんにちは、立川です。
いつも、ありがとうございます。

今年も新年度を迎えました。

それと同時に、春の税務調査の時期がやってきました。

今回、当事務所では、今月2社のお客様の税務調査の立会の予定が入っています。

創業したてのお客様、創業1、2年のお客様が多くなってきましたので、税務調査とは何かということをお話しさせていただきます。

「税務調査」とはよく聞く言葉だと思いますが、税務調査をきちんと理解されている社長、個人事業主は少ないというのが実態です。なぜなら、会社や社長、個人事業主にとって税務調査は、通常は3～4年に一度あるかどうかというものですから、当然であるといえるでしょう。

税務調査とは何かというと、税務署の「国税調査官」という公務員が御社に来て、帳簿などを確認して、税金の計算に誤りがないかどうかを確認することです。

もう少し詳しく申しますと、調査官が帳簿などを見てよくわからないことがあると質問してきますので、それに回答をするということです。

「この接待交際費ですが、誰と何の目的で行ったのですか？」

「これは4月の売上になっていますが、3月の売上ではないですか？」

「奥さんに役員報酬を支払っていますが、奥さんは具体的にどんな仕事をしているのですか？」

「この取引に関する契約書を見せてください」

あくまでも例示ですが、このような質問が典型的なものです。

帳簿の内容を確認するだけなら立川会計事務所が回答できるのですが、社長や会社の人でないとわからないことも多いため、実際には調査官の質問には、社長に回答してもらうことになるのです。

税務調査で大変なのは、時間的拘束かもしれません。短いときは1日で終わる税務調査もあるのですが、2日間行われるのが普通です。午前10時から始まり、正午からお昼休みを1時間はさんで、夕方4時まで行われるのが一般的です。2日間というのも、あくまでも税務調査で問題が出なかったときのことで、問題が出れば出るほど、その日数はどんどん伸びていくこととなります。

社長としては、税務調査の予定が入ってしまいますと、**税務調査に対応する間は、仕事の予定を入れることができなくなるため、かなり大変です。**ただし税務調査といっても、ずっと質問されているわけではないので、電話の対応をされるなど、最低限の仕事はしていただいて構いません。

お客様の税務調査は、2～3週間前に、当事務所に税務署から連絡があります。そして社長の予定を調整して決めることが通常です。

社長同士で飲みに行くと、たまに税務調査で「痛い目にあった」話で盛り上がることもあるようです。「真面目に会社経営をやっているのに、多額の追徴を持って行かれた！」こんな経験談を聞くことが、税務調査のイメージが悪くなる理由の1つです。痛い目があったのは、つい売上の計上を漏らしてしまったり、税務調査での対応が悪かったりすることがほとんどです。正しい対応方法さえ知っておけば、ほとんどの**税務調査で痛い目を見ることは少ないです。嫌な思いをすることは多いですが・・・**

社長に「税務調査はどんなものだと思っていますか？」と聞くと、古くは映画「マルサの女」のインパクトが強いのか、何年か前のテレビドラマ「ナサケの女」のイメージがあるのか、散々下調べをした挙句、突然やってきては、警察のガサ入れのようなことをされることを想像している社長も多いようです。

よくある大きな勘違いは、「**税務調査＝マルサ**」ではありません。税務調査は「国税調査官」が行っているもので、「マルサ＝国税査察官」が行っているものとはまったく違うのです。もちろん、調査官も査察官（マルサ）も国税庁の職員ですよ。しかし、やっていることはまったく違います。

マルサ（査察官）が行うのは「強制調査」と呼ばれるものです。マルサは裁判所の令状を持ってきますので、会社にそのまま上がり込んだり、書類などを押収されたり、それは大変なことになります。しかし、これは脱税をしている悪い会社の話です。普通はマルサが入ることはありません。

会社が受ける普通の税務調査は、「任意調査」と呼ばれていて、裁判所の令状などありません。あくまでも税務署が「調査したいです」と言って、社長が「はい、いいですよ」と了解するから実施できるのが税務調査なのです。「ガサ入れ」のような行為はないので、心配することはございません。

税務調査は、脱税などをした会社や社長を取り調べるために行われるものではなく、あくまでも税務署に提出された申告内容が正しいかどうかを確認するためのものですから、調査官を怖れる必要はありません。

とはいえ、調査官の態度が大きかったり、言葉遣いが悪いような場合もあります。その点は、当事務所にお任せくださいませ。

お客様から、「税務調査は断ることができないの？」というご質問をいただくことがあります。

結論から申しますと、**税務調査は断ることができません**。残念かもしれませんがこれが事実です。断ることができるのであれば、誰でも断っているかもしれませんが・・・

断ることができないのは、法律の解釈になります。法律など面倒かもしれませんが、少しだけお付き合いください。

法人税法第153条（当該職員の質問検査権）

国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署長しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

実は法律上、「税務調査」という言葉はありません。この法律によって、**税務署の調査官には「質問検査権」という職権があると認められています**。これが一般的にいわれる、税務調査です。

さらに法律は続きます。

法人税法第162条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2. 第153条又は第154条第1項若しくは第2項（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

3. 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

つまり、調査官が質問したことに対して、何も答えなかったり、嘘を答えたような場合、また**税務調査で偽物の帳簿を提示した場合は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則が定められているのです**。

ですから法律上、**税務調査は断れない**となっていて、黙秘権もありません。

ただし、**税務調査は「今すぐ」受けなければならない、というものではありません**。仕事で多忙な時期や、個人的な事情がある場合、時期は、ずらしてもらえます。その際は当事務所におっしゃってくださいませ。

■ 最後に

平成28年4月1日より、当事務所に新卒の、とてもとてもフレッシュなメンバーが、加わりました。本人のコメントを掲載いたします。

○ 青 木 菜 生 （あおき ななせ）平成5年5月生まれ

4月より入所致しました、青木です。
お預かりした資料を正確に、丁寧に入力することを心がけていきます。
宜しくお願い致します。

青木は、小学校、中学校で出席番号が「1番」であったそうです。

「1番」を体験できるということは、素敵なことです。

学生時代は、かるた部で活躍し、キャプテンをしていたとのこと。

かるた部では腹筋運動、ランニングをしてから、かるたを覚えるなどの練習をしていたと聞いて、私はびっくりしました。

今週から電話の対応をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（代 表 立 川 勝 一）